

介護保険において住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類

居宅介護住宅改修等の支給に係る住宅改修の種類は、次のとおりです。

(1) 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

※ 貸与告示第7項：介護保険法の実務(新日本法規)P 160-44-3

(2) 床段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内部のこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

※ 貸与告示第8項：介護保険法の実務(新日本法規)P 160-44-4

※ 同 第3項第5号：介護保険法の実務(新日本法規)P 160-44-5

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的ですが、購入告示第1項に掲げる

「腰

掛便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替え

は含

まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象となり

ま

せん。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住

宅

改修としては、それぞれ以下のものが考えられます。

① 手すりの取付け

手すりの取り付けのための壁の下地補強

② 床段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための

路

盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更